

一般廃棄物処理業者に対する不利益処分について

1 被処分者及び行政処分の内容

- (1) 所在地 青森県八戸市大字妙字分枝 47 番地 1
- (2) 名称 山王開発株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 崩 志津子
- (4) 許可の内容 一般廃棄物収集運搬業（八戸市指令第 1060 号）
- (5) 処分の内容 許可取消処分

2 処分年月日

令和 7 年 11 月 10 日

3 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和 7 年 9 月 11 日に青森県知事から産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に係る行政手続法第 15 条に基づく聴聞通知が発出された後、当該通知に係る処分が決定される前にあたる令和 7 年 9 月 19 日に法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項に基づく廃止届出書を提出したことは、法 7 条の 4 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものである。